

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による平成30年度財政援助団体等監査を、都市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成30年10月17日

小松市監査委員 小 栗 巖

同 杉 林 憲 治

財政援助団体等監査結果報告

1 監査の対象

指定管理者 かが森林組合
管理施設 もくもく工房
所管課 産業未来部農林水産課

2 選定理由

もくもく工房は、前回の監査実施から一定の期間を経ていることから監査対象とした。
なお、前回は平成 23 年度に実施している。

3 監査の種別

公の施設の指定管理者監査

4 監査実施日

平成 30 年 9 月 26 日

5 監査実施場所

かが森林組合

6 監査の範囲

平成 29 年度もくもく工房管理運営委託にかかる出納とその他の事務事業の執行状況

7 監査の執行者

監査委員 小栗 巖, 監査委員 杉林 憲治

8 監査の実施手続

監査にあたっては、あらかじめ必要と認めた事項を要記した監査資料及び関係帳票の提示を求め、学識経験者及び監査委員事務局職員が管理委託に関する内容等の検視、検算、抽出照合及び現地確認等の予備監査を行った。

監査当日はかが森林組合において、かが森林組合総務部長及び関係職員並びに所管課である産業未来部担当部長ほか農林水産課関係職員同席の下、監査資料に基づき説明を受けた後、事務の執行状況等を聴取するとともに、質疑応答を交わした。

なお、この財政援助団体等監査において、地方自治法第 199 条第 8 項の規定により学識経験者として、北陸税理士会小松支部所属税理士飯田崇義氏を選任し、予備調査を依頼した。その調査結果及び意見を聴き、これを監査の参考とした。

9 監査の着眼点

監査の主な着眼点は次の通りである。

- (1) 施設及び設備の維持管理は、仕様書等どおり適切かつ効率的に行なわれているか。
- (2) 利用促進ならびに利用者サービスの向上のための取り組みはなされているか。
- (3) 公の施設の管理にかかる収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

10 管理委託施設の概要

- (1) 設置根拠 もくもく工房条例
- (2) 所在地 小松市長谷町岡 22 番地 1

(3) 利用期間 4月1日から3月31日まで

(4) 目的

低迷している国産材の良さを認識させることや、高齢者、子供たちが、木工体験を通じ、木を身近なものとする場を提供し、年代間と都市住民との交流を促進させ、地域の活性化を図る。

(5) 事業内容

ア もくもく工房の施設及び設備の維持管理に関すること

イ もくもく工房の利用に係る承認等に関すること

ウ その他もくもく工房の管理上市長が必要があると認める業務

11 指定管理委託料

団体に支払われている委託料は以下のとおりである。

平成29年度もくもく工房管理運営委託料 2,400千円

12 監査の結果

監査を実施した範囲において、委託料の用途については目的どおりにおおむね良好に執行がされていると認められた。しかし、経理及び事務処理状況において一部改善等の措置を要する事項が見られた。

その他、事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指示したので本報告には省略した。